

人手不足でお悩みの介護施設ご担当者さまへ!!

# 新しい在留資格「特定技能」で人材の困ったを解消

「特定技能外国人」  
事業者募集  
受付中!



特養、老健、グループホーム、介護付有料老人ホーム、通所介護、病院およびクリニック（看護助手）、障がい者施設など、さまざまな施設形態にて働けます。（訪問系サービスは対象外です）

## 「特定技能外国人」 採用のメリット

- 「特定技能外国人」はコミュニケーション能力日本語レベル（N4）で、接客できる優秀な人材。
- 介護サービス専門用語等学び技能試験に合格した即戦力の高い志と勉強熱心で離職率が低く、介護福祉士を目指す人材。

介護分野で「特定技能外国人」の労働雇用が解禁となりました。

「特定技能」制度とは  
2019年4月に新設された在留資格で、14業種あります。特定技能の在留期限は5年間ですが、介護福祉士資格を取得した場合は在留期限がなくなり（在留資格「介護」に変更されるため）、永続的に就労することが可能です

介護分野への「特定技能外国人」のあっせん、入国支援、管理は弊社へお任せ下さい。

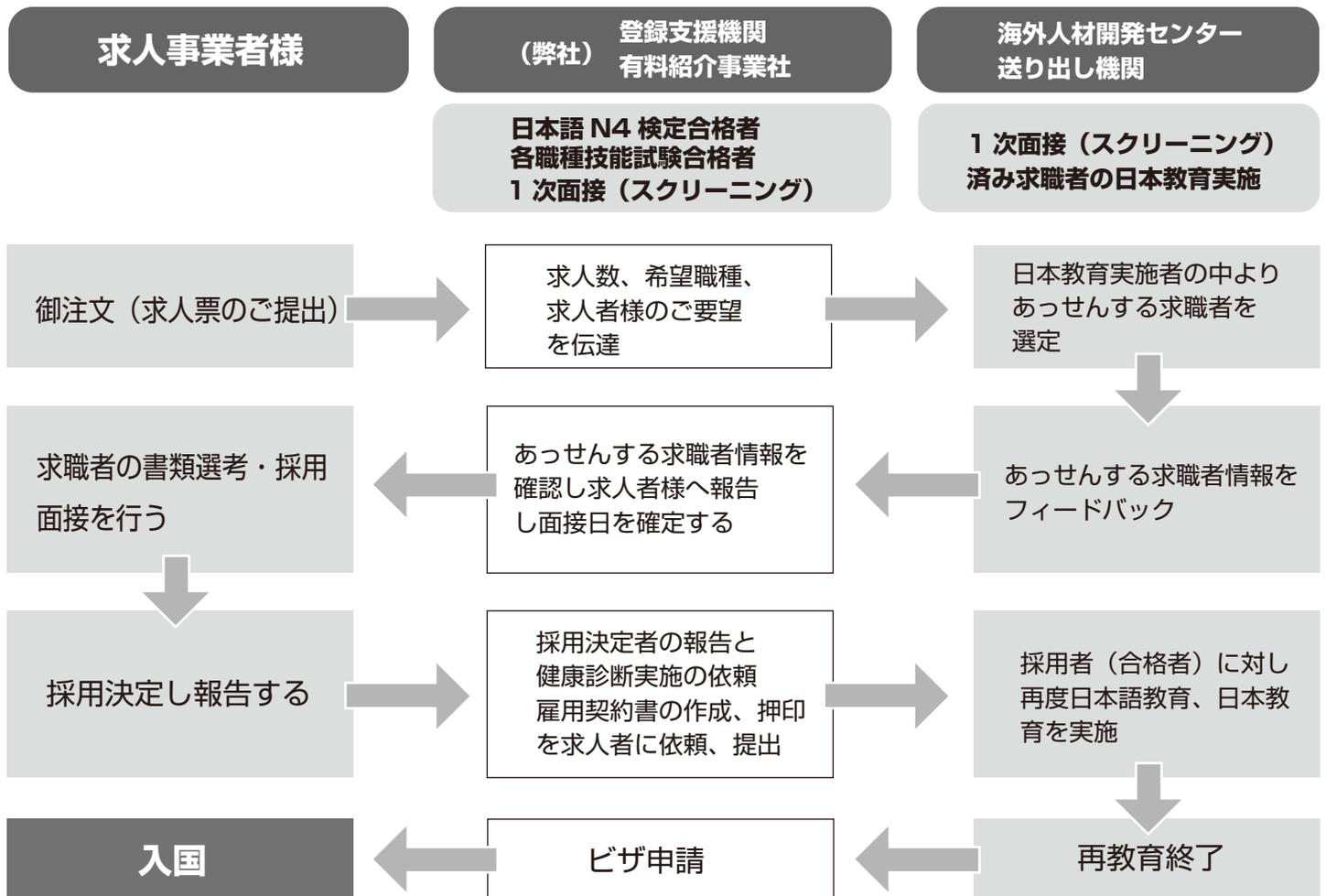
提携人材開発センターにて日本語、日本文化、風習タブー等、徹底して教育した人材を紹介・提供します。

**RSP** ピーエスピー株式会社

〒759-6311 山口県下関市豊浦町大字吉永 526-1  
TEL083-774-3366 FAX083-774-2988  
URL <http://www.pesp.co.jp/>  
e-mail [ss-pestp@mtd.biglobe.ne.jp](mailto:ss-pestp@mtd.biglobe.ne.jp)

/担当 重岡伸一（しげおか しんいち）

## 「特定技能外国人」入社までのフローチャート



お申し込みから入社まで約 6 ヶ月とスピーディー

### 「特定技能外国人」採用についての注意点

- この制度のご利用では、社会保障制度、クリーンな労働環境、厚生年金加盟企業であることが基本条件となります。尚、労働・社会保険・租税に関する法令を遵守している事が重要です。
- 「特定技能外国人」の給与は、各地域の高校新卒社員が最低ラインであり、基本的には日本人社員と同じ労働規定が適用されます。(三六協定は結んでください)  
各省庁等で構成された各分野別協議会への入会が必要です。
- ボーナス等は採用会社様の考え方にもよりますが、日本人社員に準ずるところが多いようです。
- 面接はオンライン若しくは現地にて行います。その際に発生する費用(渡航費用・ホテル代等)は採用会社様のご負担となります。
- 「特定技能外国人」の教育費用の一部は採用会社様のご負担となる場合があります。
- 「特定技能外国人」の来日の渡航費用と期間終了時の帰国渡航費用は採用会社様ご負担となります。
- 管理費(書類提出、会社訪問、交通費など)として、勤務地、採用条件等により異なりますが、毎月月決めの管理費が必要となります。「特定技能外国人」の居住家は採用会社様をご用意し、家賃は 1名約 20,000円程度まで「特定技能外国人」負担となり、その差額をご負担ください。
- 水道光熱費、携帯代は、「特定技能外国人」の自己負担になります。
- 「特定技能外国人」は転職が可能です。現実的には転職先企業による新規ビザ申請が必要となり、救済処置以外は考えづらいです。
- 特定技能制度は優秀な外国人に能力を発揮してもらい、効率アップを目指す制度とご理解いただけますと幸いです。この制度により日本の少子高齢化による人材不足解消が期待できます。

徹底した日本の文化・  
風習の教育により  
即戦力の優秀な人材を  
提供します。

**RSP** ピーエスピー株式会社

山口県下関市豊浦町大字吉永 526-1

〒759-6311 TEL083-774-3366 FAX083-774-2988

URL <http://www.pesp.co.jp/>

e-mail [ss-pestp@mtd.biglobe.ne.jp](mailto:ss-pestp@mtd.biglobe.ne.jp)